

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年9月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. ○○○附近と県有地との境界確定に関するやり取りをした関係書類全部。2. ○○○附近の産パイ処理に係る経緯経過が分かる書類（R2. 8月21日から現在まで）県土整備部○○」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月7日、実施機関は、地権者と県との境界確定に関して行ったやり取りを記録した書類であって、令和元年7月22日後に作成し、又は取得したもの（以下「本件公文書」という。）と特定し、同日付公文書部分公開後、公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるためを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月27日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類（国と県と民有地）に関する境界確定で、長年放置している中で何かあるはずである。例えば呼出し等、土地の変ケイ、土砂くずれ等の地形の変化等の用水配水路（雨水）等の地区の改良区又は住民協議書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求において、審査請求人が公開を求めている文書は「〇〇〇付近と県有地との境界確定に関するやり取り」であって、実施機関としては、本件公文書と特定した。

この書類である境界確定のやり取りについては、現場での境界立会を実施したものの不調に終わっており、文書が作成されていないため、当該文書が不存在である。

また、関係書類として請求している改良区又は住民協議書類については、取得も作成もしていない。

以上により、実施機関は徳島県情報公開条例第12条第3項の規定により請求を拒否することを決定したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年 6月27日	諮問
令和7年 5月29日 第2部会（第23回）	審議
同 年 6月24日 第2部会（第24回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張している。

これに対して、実施機関は、本件請求に係る公文書は不存在であると説明しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

令和元年7月8日付けで審査請求人から「〇〇〇周辺の法定外施設及び、河川敷地に関する関係書類全部（県と業者及び国・市）含む（平成25年度から現在まで）」についての公文書公開請求が行われており、令和元年7月22日に部分公開決定処分が行われている。

実施機関に確認したところ、その後も境界未確定区間において協議を重ねているが、議論は平行線のままで進展がないため、本件請求内容である境界確定に関するやりと

りをした公文書は作成しておらず、保有していないとのことである。

また、審査請求人は「あるべき書類」の存在についても主張しているが、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事情は確認できなかった。

以上により、本件公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	